

## 西都市パブリックコメント制度実施要綱の考え方

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント制度に関して必要な事項を定め、市の基本的な政策等に対して市民等が意見を述べる機会を保障することによって、市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民等との協働による市政の推進に資することを目的とする。

### 【考え方】

- 1 この制度は、市民協働の理念に基づき、市民等の意見を政策等の立案に反映させることで、公正の確保と透明性を向上させ、市民参画を推進する手段の一つとして位置付けられるものです。
- 2 従来、本市でもこの制度に類似した手続により意見を募集したことがありましたが、この要綱の制定によって、統一的なルールとして制度化するものです。

### (定義)

第2条 この要綱において、「パブリックコメント制度」とは、市の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したのものに対する市民等からの意見、情報及び専門的知識(以下「意見等」という。)の提出を受け、当該意見等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見等の概要とこれらに対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

- 2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業をいう。
- 3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。
  - 市内に住所を有する者
  - 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - 市内の事務所又は事業所に勤務する者
  - 市内に存する学校に在学する者
  - 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント制度に係る政策等に利害関係を有する者

### 【考え方】

- 1 この制度は、意思決定前に政策等の情報を公表し、市民等が意見を述べる機会を確保すること、そして、市の回答を義務付けることで、市民参加と行政の市民への説明責任を果たすための取組みを確保するものです。
- 2 議会との関係は、議会制民主主義のもと、市が素案の考えをまとめる際には広く市民の意見を聞き、議会審議の参考となるより質の高い原案を作成することと、

その策定過程を透明にすることにあります。

- 3 この制度に基づく実施機関は、議会を除く市の機関すべてとします。したがって、議員提案の条例案などは対象とはなりません。
- 4 この制度は、第3条に定める市の基本的な政策等が対象となることから、意見等を提出できる者は、原則として市民及び市内の事業者、在学者等としますが、政策等の内容によっては、市外の者にも影響を与える場合があることから、利害関係を有する者も加えることとします。

(対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象となる基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定は、次に掲げるものとする。

総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与える政策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定

市の基本的な制度を定める条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃に係る案の策定

広く市民等に義務を課し、又はその権利を制限することを内容とする条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に係るものを除く。)の制定又は改廃に係る案の策定

前3号に掲げるもののほか、制定又は改廃しようとする制度等の趣旨、市民生活への影響等を勘案してパブリックコメント制度を実施することが適当であると実施機関が認めるもの

【考え方】

- 1 の「基本的政策を定める計画」は、『第三次西都市総合計画』や『環境基本計画』などの政策の基本となる計画をいいます。「個別行政分野において、広く市民生活に影響を与える政策の基本方針その他基本的な事項を定める計画」は、全市域を対象として市の政策展開の基本方針や基本的な事項を定めるもので、推進計画の『施策』レベルの構想、指針、計画、基本的考え方などをいいます(名称は問いません)。
- 2 は、市政全般又は個別行政分野における基本理念、方針や市政を推進する上での共通の制度を定める条例が該当します。例えば、『情報公開条例』や「環境」や「まちづくり」、「市民参加」に関する条例などです。
- 3 の「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、地方自治法第14条第2項に基づく条例(市民等に対し、具体的に「しなければならない」という義務を課したり、あるいは「してはならない」と行為を制限したりするもの)をいいます。ただし、市税、使用料及び手数料などについては、個別の制度で議論することはなじまず、市の財政状況等を踏まえ市議会において議論すべきものであること、また、地方自治法第74条第1項で直接請求から除外されていることから、この要綱においては対象としません。

参考

地方自治法第14条第2項

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

- 5 としては、例えば、平和都市宣言のような宣言、市民憲章などのような、市政全般についての理念等を定めるものが該当します。
- 6 この要綱の対象は、ここに規定する政策等となりますが、対象外のものでも、市民参画の考え方を十分に踏まえ、市民生活に影響の大きな政策等については、積極的に情報提供を行わなければなりません。

（適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、この要綱の規定を適用しないことができる。

政策等の策定に当たって、意見聴取等の手続が法令等により定められているもの

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関が、この要綱に定める手続に準じた手続を経て報告、答申等を行ったもの  
迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの  
実施機関に裁量の余地が少ないと認められるもの

【考え方】

- 1 は、法令等（市の条例及び規則を含む。）に計画等の案等の縦覧、意見提出手続等が定められている場合は、提出された意見及びこれに対する市の考え方等を公表することで、この要綱に係る手続を実施したものとみなす特例です。
- 2 は、市が附属機関である審議会等の答申等を受けて、その答申等の内容で政策等の意思決定を行う場合、附属機関がその答申等を審議する過程で、すでにこの要綱に準じた手続を実施している場合は、再度同種の手続を実施することは、効率性、費用対効果の観点から好ましくないことから、附属機関の手続をこの要綱の手続とみなす特例です。

参考

地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

- 3 の「迅速若しくは緊急を要するもの」とは、市民等の生命や健康を守るために緊急に条例案を議会に上程しなければならない場合や、この手続に要する経過時間中にその効果が損なわれる場合など、パブリックコメント制度を行う時間がないものをいいます。「軽微なもの」とは、基本的な事項や考え方に大幅な改正を伴わない場合や、市民生活又は事業活動に影響がない場合をいいます。
- 4 の「実施機関に裁量の余地が少ないと認められるもの」とは、国の法令等の改正で内容等について定められ、法令の定める基準に従うことが求められている場合や施行の細目を委任されているに過ぎない場合のほか、その内容を検討する際に拠るべき基準や事実上の標準等がすでにあって、それに従うことが明らかに合理的と認められる場合など、市に裁量の余地が少ない場合をいいます

( 政策等の案の公表 )

第5条 実施機関は、政策等を策定しようとするときは、その意思決定を行う前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

政策等の案を策定した趣旨、目的及び背景

政策等の案の概要

その他政策等の案を理解するために必要な資料

【考え方】

- 1 「政策等の策定をしようとするとき」は、政策等の素案がまとまり、意思決定する前の時点を行います。なお、構想段階以前に意見を聴く機会としては、アンケートや公聴会、座談会などがありますが、第3条で対象となる政策等に関しては、「政策等の策定をしようとするとき」にパブリックコメント制度を実施するというのがこの要綱の趣旨です。
- 2 公表時期は、政策等の意思決定前に、政策等の素案について、この手続を実施するために必要な相当の期間を設けるものとしします。
- 3 公表する内容は、市民等が積極的に意見を提出できるようにするため、『政策等の案』だけでなく、市民等にとって分かりやすく、正確かつ十分な情報となるようにしなければなりません。

( 公表方法 )

第6条 前条の規定による公表は、広報紙への掲載、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、インターネットを利用した閲覧等、市民等が容易に入手できる方法により行うものとする。

【考え方】

- 1 広報紙は、基本的な政策等の周知として最も効果的な手段であることから、公表方法は、広報さいとへの掲載を基本とします。しかし、紙面の制限等により掲

載が困難な場合があるため、インターネットのホームページで第5条の必要な情報（政策等の案と資料）を掲示するとともに、情報コーナーなどの指定する場所での閲覧や配布により市民等が容易に政策等の案の情報を入手できるようにします。

- 2 また、広報紙への掲載が困難な場合は、必要に応じて、「お知らせ」等の紙面に政策等の案の概要を掲載し、詳細な資料の閲覧場所を示す対応をとるようにします。

（意見等の提出期間）

第7条 実施機関は、政策等の案の公表の日から1月以上の期間を設けて、意見等の提出を受けなければならない。この場合において、実施機関は、公表の際に、当該意見等の提出期限を明示するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を1月未満とすることができる。

【考え方】

- 1 意見等の提出期間は、政策等の案の重要度や意思決定までのスケジュール、市民等から意見等を提出していただくのに必要な時間を考慮して決定しますが、1か月以上を原則とします。
- 2 政策等を実施する期限が決まっている場合で、意思決定までの期間が十分に確保できないときなど、やむを得ない理由がある場合には、その理由を明らかにした上で、意見等の提出期間を短縮することができます。

（意見等の提出方法）

第8条 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

郵便

ファクシミリ

電子メール

実施機関が指定する場所への書面の持参

- 2 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所、氏名（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）、連絡先その他の必要な事項を明らかにしなければならない。

【考え方】

- 1 意見等の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、担当課窓口への直接提出とし、政策等の案の公表時に明示します。
- 2 意見等の提出方法は、文書又は電子的記録に限り、電話等による聴き取りは行いません。ただし、高齢や障害などの理由により文書等による提出が極めて困難である場合は、聴き取りの方法による提出も認めることとします。

- 3 意見等の提出にあたっては、市民と行政との協働の観点から、市民の最小限の責任ある対応として住所及び氏名等の明記を求めるものとします。この場合において、実施機関が収集した個人情報、西都市個人情報保護条例（平成15年西都市条例第2号）に基づき、適切に取り扱わなければなりません。
- 4 なお、意見等の記入様式は定めませんが、市民等の便宜のためできる限り参考様式を示すものとします。

（意見等の処理）

第9条 実施機関は、前2条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定による意思決定を行ったときは、策定された政策等の内容、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとし、政策等の案を修正したときは、併せてその修正内容及びその理由を公表するものとする。ただし、西都市情報公開条例（平成11年西都市条例第1号）第9条に規定する不開示情報に該当するものは除く。
- 3 実施機関は、前項の規定により考え方を公表するときは、意見等の提出者に個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表することができるものとする。
- 4 第6条の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用する。

【考え方】

- 1 実施機関は、第1条に掲げる目的を達成するために、提出された意見を踏まえて政策等を十分に考慮した上で、意思決定を行います。
- 2 提出された意見等の公表は、次のとおり取り扱うものとします。
  - ・公表にあたっては、個人情報に関する部分は非公開とします。
  - ・提出された意見等のうち、正当な利益を害するおそれがあるもの又は公序良俗に反すると判断されるものについては、その意見等を公表しません。しかし、趣旨を損なわない程度に意見等の表現を変えることができる場合は、該当する部分を削除したり、適当な表現に変えたりした上で、公表することとします。
- 3 提出された意見等の数が多い場合は、事務の効率性から、類似した意見等ごとにまとめて公表することとします。
- 4 実施機関の考え方の公表は、政策等の案の公表と同様の方法により公表します。公表の時期は、条例案については当該条例案の議会提出前、その他の政策等については当該政策等の実施前とし、適切な公表期間を設けるものとします。

（一覧表の作成等）

第10条 市長は、パブリックコメント制度を行っている案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法等により公表するものとする。

【考え方】

- 1 市民等がこの制度の実施状況を容易に知ることができるようにするため、手続案件の一覧表を作成し、情報コーナーやホームページで閲覧できるようにします。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント制度について必要な事項は、実施機関が別に定める。

【考え方】

- 1 政策等の案の公表期間、意見等の提出方法など、この制度の手続についての詳細な事項は、実施機関がそれぞれの状況等を考慮して定めることとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に実施機関が策定する政策等について適用する。ただし、この告示の施行の際、現に意思決定過程にある政策等については、この限りでない。

【考え方】

- 1 パブリックコメント制度は、かなりの期間を要するものなので、政策等の策定過程の一連の手続の途中から、この要綱を適用することは困難と考えられることから、制度施行日において、すでに意思決定の手続にあるものについては、この要綱の手続の規定は適用しないものとします。
- 2 しかし、意思決定までに時間等の余裕のあるもの、パブリックコメント制度を実施する必要性が極めて高いと考えられるものについては、実施機関の判断により、この要綱の手続に準じて意見等の募集を行うこととします。